

輸出注意事項15第54号
平成15・12・15貿局第1号
平成15年12月24日
貿易経済協力局

「特定包括輸出許可等について」の一部改正について

「特定包括輸出許可等について」（平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第22号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

1の(1)の(二)中「別記第1の3」を「別記第1の2」に改める。

1の(1)の(二)の(a)中「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

1の(1)の(二)の(b)中「別記第1の3」を「別記第1の2」に改める。

1の(2)の(二)の(a)中「別記第1の3」を「別記第1の2」に、「別記第1の4」を「別記第1の3」に改める。

1の(2)の(二)の(b)中「別記第1の3」を「別記第1の2」に改める。

別記第1の1中「イタリア」の次に「、大韓民国」を加え、2を削り、3を2とし、4中「ブルンジ」の次に「、カーボヴェルデ」を加え、「コートジボアール」を「コートジボワール」に改め、「クェート」の次に「、キルギス」を、「サンマリノ」の次に「、サントメ・プリンシペ」を「タイ」の次に「、東ティモール」を、「トーゴ」の次に「、トンガ」を加え、4を3とする。

別記第2の16を次のように改める。

16 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号八又はホに該当するもの

別記第3の9中「第10条第3号、第3号の2又は第4号」を「第10条第3号、第3号の2又は第4号から7号までのいずれか」に改める。

別記第3の10の次に次のように加える。

11 別記2の15に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術